

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第4条 ……略…… <u>(週休日の変更)</u></p> <p>第4条の2 <u>任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日を週休日に変更して、当該日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 ……略…… (時間外勤務代休時間)</p>	<p>第4条 ……略……</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 ……略…… (時間外勤務代休時間)</p>

第 10 条 任命権者は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年立川市条例第 16 号。以下「給与条例」という。）第 14 条第 3 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条の 2 の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第 13 条第 1 項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日及び第 13 条第 1 項に規定する代日休暇を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 10 条 任命権者は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年立川市条例第 16 号。以下「給与条例」という。）第 14 条第 3 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第 13 条第 1 項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日及び第 13 条第 1 項に規定する代日休暇を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 ……略……